

# 浦幌町森林整備計画

計画期間〔 自 平成31年4月 1日  
至 令和11年3月31日 〕

浦 幌 町

# 目 次

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題（ 4ページ）
- 2 森林整備の基本方針（ 4ページ）
  - （1）地域の目指すべき森林資源の姿
  - （2）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
  - （3）その他必要な事項
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針（ 7ページ）

## II 森林整備の方法に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）（ 7ページ）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢（ 7ページ）
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法（ 7ページ）
  - 3 その他必要な事項（ 8ページ）
- 第2 造林に関する事項（ 9ページ）
  - 1 人工造林に関する事項（ 9ページ）
    - （1）人工造林の対象樹種
    - （2）人工造林の標準的な方法
    - （3）伐採跡地の人工造林をすべき期間
  - 2 天然更新に関する事項（11ページ）
    - （1）天然更新の対象樹種
    - （2）天然更新の標準的な方法
    - （3）伐採跡地の天然更新をすべき期間
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項（12ページ）
    - （1）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
    - （2）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準（12ページ）
    - （1）造林の対象樹種
    - （2）生育し得る最大立木の本数
  - 5 その他必要な事項（12ページ）
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準（12ページ）
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法（12ページ）
  - 2 保育の種類別の標準的な方法（13ページ）
    - （1）下刈り
    - （2）除伐
    - （3）つる切り
  - 3 その他必要な事項（14ページ）
    - （1）その他間伐及び保育に関する留意事項
- 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項（14ページ）
  - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法（14ページ）
    - （1）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）
    - （2）土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林
  - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法（15ページ）
    - （1）区域の設定
    - （2）施業の方法
  - 3 その他必要な事項（16ページ）
    - （1）区域の設定

## (2) 施業の方法

- 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項（16ページ）
  - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針（16ページ）
  - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策（16ページ）
  - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項（16ページ）
  - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項（17ページ）
  - 5 その他必要な事項（17ページ）
- 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項（17ページ）
  - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針（17ページ）
  - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策（17ページ）
  - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項（17ページ）
  - 4 その他必要な事項（17ページ）
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項（17ページ）
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム（17ページ）
    - (1) 路網密度の水準
    - (2) 作業システムに関する基本的な考え方
  - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項（19ページ）
  - 3 作業路網の整備に関する事項（19ページ）
    - (1) 基幹路網に関する事項
    - (2) 細部路網に関する事項
    - (3) 基幹路網の維持管理に関する事項
  - 4 その他必要な事項（20ページ）
- 第8 その他必要な事項（20ページ）
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項（20ページ）
    - (1) 人材の育成・確保
    - (2) 林業事業者の経営体質強化
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項（20ページ）
    - (1) 林業機械の促進方向
    - (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標
    - (3) 林業機械の促進方策
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項（21ページ）

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項（21ページ）
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法（21ページ）
    - (1) 区域の設定
    - (2) 鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項（22ページ）
- 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項（22ページ）
  - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等（22ページ）
    - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
    - (2) その他
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる方法事項を除く。）（22ページ）
    - (1) 野ねずみによる森林被害
    - (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害
  - 3 林野火災の予防の方法（23ページ）
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項（23ページ）
  - 5 その他必要な事項（23ページ）
    - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
    - (2) その他

## Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域（23ページ）
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項（24ページ）

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項（24ページ）
  - (1) 森林保健施設の整備
  - (2) 立木の期待平均樹高
- 4 その他必要な事項（24ページ）

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項（24ページ）
  - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項
  - (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域
- 2 生活環境の整備に関する事項（24ページ）
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項（25ページ）
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項（25ページ）
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項（25ページ）
  - (1) 地域住民参加による取組に関する事項
  - (2) 上下流連携による取組に関する事項
  - (3) その他
- 6 その他必要な事項（25ページ）
  - (1) 特定保安林の整備に関する事項
  - (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法
  - (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項
  - (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項
  - (5) 町有林の整備に関する事項

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

別表2 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

別表3 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林の区域

別表4 鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林の所在

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、十勝管内の最東端に位置し、東は釧路市、西は池田町、南は豊頃町、北は本別町に隣接しています。また、町の中央部には浦幌川（延長87km）が北から南に貫流し太平洋へ注いでおり、自然豊かな町です。

本町の総面積72,964haで森林総面積は、54,116haと総面積の74%を占めています。そのうち、道有林が23,276ha（43%）、一般民有林が30,840ha（57%）となっています。一般民有林のうち、カラマツ及びトドマツを主体とした人工林は約15,434haあり、人工林率50%となっています。

本町においては、森林の多面的機能を高度に発揮させるため、保育施業の促進により適切な森林整備を図るとともに、林業採算性の悪化等による森林所有者の森林整備に対する意欲の減退などで植栽（更新）が進まず、伐採跡地が増える傾向にあることから、森林の持つ様々な機能の低下だけでなく将来の森林資源の保続が危ぶまれ、林業・木材産業への影響が懸念されることから、資源の計画的な保続を図り、伐採跡地への確実な植栽（更新）の実施など森林整備を促進し、カラマツを中心とした人工林資源の適切な管理体制による持続可能な森林づくりを行うことが重要な課題となっています。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止などに果たす役割や自然環境の変化を考慮しつつ、適正な森林施業により健全な森林資源の維持造成を行います。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき公益的機能別施業森林と、木材等生産機能の維持増進を図る森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定するとともに、公益的機能別施業森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林について「水源涵養林」山地災害防止機能又は土壌保全機能の維持増進を図る森林については「山地災害防止林」、及び保健・レクリエーション機能、文化機能又は生物多様性保全機能を図る森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、水源涵養林においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、また、保健・文化機能等維持林においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区域に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における的確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備を図ることとします。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次表のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針	
水源涵養機能	水源涵養林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図る施業を推進する。	
	水資源保全ゾーン	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	良質な水の安定供給を特に確保する観点から、裸地面積の縮小及び植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。	
山地災害防止機能／土壌保全機能	山地災害防止林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。	災害に強い地域環境を形成するために、地形、地質等の条件を考慮した上で、高齢級や天然力を活用した複層状態の森林への誘導、伐採に伴う裸地面積の縮小及び裸地化の回避を図ることとする。 また、保安林の指定及びその適切な管理を推進し、併せて溪岸の侵食や山地の崩壊を防止する必要がある場合には、谷止めや土留等の施設を設置を推進する。	
快適環境形成機能	生活環境保全林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風、騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、生活環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理及び防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。	
保健・レクリエーション機能 文化機能 生物多様性保全機能	保健・文化機能等維持林	原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林、史跡・名勝等と一体となっている潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林。	生物多様性の保全や保健、レクリエーション利用、文化活動を進める観点から、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進する。 保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあっては、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、潤いある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあっては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。	
	生物多様性ゾーン	水辺林タイプ	日射遮蔽、隠れ場形成など野生生物の生息・生育に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	水辺における生態系保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。
		保護地域タイプ	原生的な森林生態系を構成し、希少な生物の生息・生育に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。	希少な野生生物の生息・生育地確保の観点から、原生的な森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。

公益的機能別施業森林以外の森林

重視すべき機能	森林の区域	望ましい森林の姿	森林の整備及び保全の基本方針
木材等生産機能	木材等生産林	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 また、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備についても併せて推進する。
	特に効率的な森林施業が可能な森林	特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が穏やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。	特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあっては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(3) その他必要な事項

- ① 山地災害防止機能をより高度に発揮させるため、急傾斜地や沢沿いの森林土壌が薄く表層崩壊が起りやすい箇所については、根系の発達を促し、下層植生が発達した良好な森林を育成するため、適切な保育・間伐等の促進に努めることとします。また、長伐期施業や複層林施業による多様な森林への誘導や皆伐に伴う裸地面積の縮小及び分散を図るよう努めることとします。
- ② 公益的機能が重視される森林で風害を受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる森林の構造を基本におき、植栽本数の低減や植栽時期の分散を図ることとします。
- ③ 種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）に定める「国内希少野生動植物種」及び北海道生物の多様性の保全等に関する条例に定める「指定希少野生動植物種」並びに文化財保護法又は文化財保護条例で「天然記念物」及び「特別天然記念物」に指定されている野生生物の生息環境の保全を図るため、これらの生育・生息状況に配慮した森林施業を図るよう努めることとします。
- ④ 本町では人工林の保続を図りながら、資源の循環利用を進めるため「北海道人工林資源管理方針」などに基づき、人工林資源の適正な管理に取り組むこととします。本町では、近年の道産木材に対する需要の高まりなどからカラマツ人工林の皆伐が進む一方、再造林が追いつかず伐採跡地が増加傾向にあるなど、カラマツ人工林資源の保続が懸念されることから、計画的な伐採を進めるとともに、伐採後の確実な造林による伐採跡地の解消に取り組むことにより、資源の平準化を図ります。

資源の平準化にあたっては、市町村や森林組合、森林所有者等で組織する市町村森林整備計画実行管理推進チーム等が中心となり、伐採及び造林の状況を適確に把握するとともに、森林・林業・木材産業関係者等とも積極的に情報を共有し、計画的な伐採及び伐採後の確実な造林を推進します。

また、本計画書に定める事項を踏まえ、地域の関係者による連携のもとに森林整備等を進め、森林認証制度などの活用も検討し、地域の環境の保全と持続可能な森林経営の実現に向けて取り組むこととします。



状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合となるよう伐採することとし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）となるよう行うこととします。

なお、択伐にあたっては適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとし、森林の有する多面的機能の維持増進を図るよう努めることとします。また、天然更新を前提とする場合は、現地の自然条件や更新を期待する樹種の特性などを勘案し、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等にも配慮して行うこととします。

- (2) 主伐に当たっては、伐採跡地が連続するような場合には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を間に確保し、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に留意することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要な集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木は標準伐期齢以上であることを目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととします。特に伐採後の更新を天然更新とする場合、母樹の保存、種子の結実や飛散状況、天然稚樹の生育状況等に配慮することとします。なお、劣悪な自然条件により更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林においては、択伐等適確な更新に配慮した伐採方法とします。

- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残するよう留意し、森林を構成している樹種や林分構造等を勘案するとともに下層木に十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間をもって行うこととします。

### 3 その他必要な事項

- (1) 木材等生産林に関する留意事項

持続的、安定的な木材等の生産を図るため、資源の保続に配慮し、また齢級構成に留意しながら、施業の集団化や機械化を通じた効率的な伐採を行うこととします。

また、多様な木材需要にも対応できるよう、長伐期施業を検討することとします。

- (2) その他伐採に関する留意事項

- ① 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺等の生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。

- ② 次の地域は林地崩壊や生態系の攪乱などにつながる恐れがあり、また伐採後の更新が困難なことから、皆伐を行わないよう努めることとします。

ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等

イ 土砂の流出や崩壊が発生する恐れがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等

ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等

- ③ 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努め、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合には必要に応じて集材路等に排水路を設置するなど、浸食防止に努めることとします。

なお、水道取水施設の上流での造材作業等において降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採や搬出を冬期間に行うなど、実施時期や方法にも配慮することとします。また、河川周辺での造材作業を実施する場合には、増水時に枝条等の流出による被害の要因となることから実施時期や方法に留意することとします。

- ④ 高性能林業機械を積極的に導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。
- ⑤ 森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。特に希少鳥類等について、営巣木が確認された場合、その営巣木の位置や営巣期間等に配慮し、伐採の内容や伐採の時期の調整を行うこととします。
- ⑥ 伐採等の作業に伴う立木への損傷は腐朽被害等の原因になることから、残存立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

- ① 人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件への適応、樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本とし、また地域における造林種苗の需給動向や木材利用状況等を勘案し、次のとおり定めます。

なお、定めた樹種以外の樹種及びその他郷土樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選定することに努めることとします。

人工造林の対象樹種
カラマツカラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、カンバ類、ミズナラ、ヤチダモ、ハルニシ、カツラ、ハンノキ、その他郷土樹種

- ② 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、樹種を選定は幅広く検討します。特に河川沿いについては河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、広葉樹の積極的な植栽に努めることとします。  
 なお、山腹崩壊の危険性の高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等、深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽について検討することとします。
- ③ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、造林樹種を選定することとします。
- ④ カラマツ人工林については、資源の保続を図るため、伐採後の再造林においてはカラマツの優先的な植栽に配慮することとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

- ① 育成単層林を導入または維持する森林
  - ア 寒風害等の気象害や病虫害に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。  
 特に、水源涵養林、山地災害防止林にあっては、林地の安定化を目的とした無立木地への植栽を積極的に行うこととします。
  - イ 地拵えは、それぞれの地域の地形、土壌、植生、気象条件及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮した上で、全刈りまたは筋刈りにより行うこととします。
  - ウ 植栽時期は次のとおり春または秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、苗木の活着と成長が十分図られるよう行うこととします。

植栽時期	樹種	植栽時期
春植え	トドマツ、アカエゾマツ	～6月10日
	その他	～5月31日
秋植え	全樹種	9月中旬～11月上旬

工 植栽本数は次の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立ての方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

植栽本数の検討にあたっては、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮とともに植栽コストを軽減することを目的に、本数の低減についても併せて検討することとします。

特に、初期成長が早く、通直性や耐鼠性が向上したグイマツとの交配種等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用による植栽本数の低減を検討することとします。

【植栽本数】

単位 本/ha

仕立ての方法	樹種				
	カラマツ	トドマツ	アカエゾマツ	その他針	広葉樹
密仕立て	2,500	2,500	2,500	2,500	3,000
中庸仕立て	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
疎仕立て	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

オ 効果的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について努めることとします。

カ コンテナ苗の植栽時期については、第2の(2)の①のウの時期によらないものとするが、自然・立地条件等を十分に考慮し、適期での植え付けとなるよう務めることとします。

② 育成複層林を導入または維持する森林

下層木の成長に必要な照度を常に確保することとします。植栽により更新を確保する場合には、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

【複層林の導入に伴う植栽本数の例】

<p>カラマツ林で材積率30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>カラマツの標準的な植栽本数がhaあたり2,000本とすると、  <math>2,000 \times 0.3 = 600</math>          となり、カラマツをhaあたりおおむね600本以上植栽することとなります。          この植栽本数の考え方は、上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を避けるため、一定の蓄積が常に維持されるよう配慮するためのものです。</p>
---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林の伐採跡地における人工造林をすべき期間については、次のとおりとします。

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

また、択伐による部分的な伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。なお、天然更新による場合は、2の(3)によることとします。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新は、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が見込まれる森林において行うこととし、対象樹種を次のとおり定めます。

天然更新の対象樹種
イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキなど

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ① 天然更新の完了の判断基準

第2の2(3)で定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺植生の草本類の丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木<sup>(注1)</sup>の稚幼樹等<sup>(注2)</sup>が、幼齡林<sup>(注5)</sup>にあっては成立本数の立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡林以外の森林にあっては、林地面積<sup>(注3)</sup>に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺植生の草本類の丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林<sup>(注5)</sup>にあっては成立本数の立木度<sup>(注4)</sup>3以上、幼齡林以外の森林にあっては、林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の策定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1) 高木天然木とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ樹高が10m以上になる樹種です。

(注2) 稚幼樹等とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3) 林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注4) 立木度とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。なお、伐採後5年を経過した林分における天然更新の対象樹種の期待成立本数は別途定める「天然更新の完了の判断基準について」によるものとします。

$$\text{立木度} = \text{現在の林分の本数} / \text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数} \times 10$$

(注5) 幼齡林とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

#### ② 天然更新補助作業の標準的な方法

天然下種により更新を確保する場合、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行うこととし、ササなどの下層植生により天然稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出しを行うこととします。

また、ぼう芽により更新を確保する場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採することとし、ぼう芽の発生状況等を考慮の上、必要に応じ芽かきまたは植え込みを行うこととします。いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとします。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業又は植栽による更新を行うこととします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、気象、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林等を「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」とし植栽により更新を図ることとします。

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

当町ではカラマツを主体とした人工林資源の保続を図るため、木材等生産林として指定した森林の区域のうち人工林について指定します。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」は次のとおりです。

なお、これらの森林において主伐を行う場合は、1の(3)のア「伐採跡地の人工造林をすべき期間」の期間内に人工造林を行うこととし、植栽の具体的な方法については、森林経営計画の実施基準として、農林水産省令による基準が適用されます。

森林の区域（林小班）	参考
別表3のとおり	木材等生産林のうち人工林

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

#### ① 人工造林の場合

1の(1)によることとします。

#### ② 天然更新の場合

2の(1)によることとします。

### (2) 生育し得る最大立木の本数

2の(2)における「5年生の天然更新の対象樹種の期待成立本数」によることとします。

## 5 その他必要な事項

(1) 土砂の流出が懸念される急傾斜地等で地拵えを行う場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

(2) 伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど、林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等への植林を推進します。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、林冠がうっ閉し、林木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採するもので、伐採後一定の期間内に林冠がうっ閉するよう適切な伐採率により繰り返し行うこととします。

また、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造を維持するよう行い、特に高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等については、次のとおりとします。

樹種 (生産目標)	施業方法	間伐の時期(林齢)					間伐の方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
カラマツ (グイマツ との交配種 を含む) (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：350本/ha	16	23	31	39		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び定量</li> <li>・間伐率(材積率)：20～33%</li> <li>・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：7年</li> <li>・標準伐期齢以上の森林における間伐間隔：8年</li> </ul>
トドマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：450本/ha	21	28	36	45		<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び定量</li> <li>・間伐率(材積率)：20～33%</li> <li>・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：8年</li> </ul>
アカエゾマツ (一般材)	植栽本数：2,000本/ha 仕立て方法：中庸仕立て 主伐時の設定：400本/ha	20	30	40	50	60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選木方法：定性及び定量</li> <li>・間伐率(材積率)：20～33%</li> <li>・標準伐期齢未満の森林における間伐間隔：10年</li> </ul>

- ※ 「カラマツ間伐施業指針(北海道林務部監修)」及び「トドマツ人工林間伐の手引き(北海道林務部監修)」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き((地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行)」などを参考とした。
- ※ 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法、主伐後の施業方針等により、間伐時期が異なる場合がある。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

### (1) 下刈り

局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うこととし、その終期は造林樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

### (2) 除伐

侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い造林樹種など、育成の対象となる林木と競合し成長を妨げるものを適切な時期に適切に除去することとします。

なお、造林樹種以外であっても、その生育状況や公益的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保存し育成の対象とすることも検討します。

### (3) つる切り

育成の対象となる林木の成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って除去することとし、除伐と併せて行うことを基本とし、つる類の繁茂状況に応じて行うこととします。

樹種	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	植栽時期										
カラマツ	春	①	②	②	①						
	秋		②	②	①	①					
トドマツ	春	①	②	②	①	①	①	①			
	秋		②	②	②	①	①	①	①		
アカエゾマツ	春	①	②	②	①	①	①	①	①	①	
	秋		②	②	①	①	①	①	①	①	①

樹種	年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	植栽時期										
カラマツ	春	△									
	秋		△								
トドマツ	春				△						
	秋					△					
アカエゾマツ	春						△				
	秋							△			

①：下刈り1回 ②：下刈り2回 △：つる切り・除伐

※カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

### 3 その他必要な事項

#### (1) その他間伐及び保育に関する留意事項

木材等生産林に関して、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。特に枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

また、保育コストの低減を図るため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列状間伐を検討することとします。

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ① 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### ② 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を推進すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持林以外の森林

##### ① 区域の設定

ア 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）  
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区、その他山地災害の発生により人命や人家等施設への被害の恐れのある森林、その他山地災害防止・土壌保全機能の評価区分が高い森林など、山地災害防止機能及び土壌保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

イ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）  
飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

ウ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）  
保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡、名勝、天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林、史跡等と一体となりすぐれた自然景観等を形成する森林、その他保健文化機能の評価区分が高い森林など、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

② 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとします。

公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後もこれらの機能が確保できる森林については長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおりとします。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地利などから効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定することとします。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を定めることとします。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

森林の区域	区域の設定の基準	施業の方法に関する指針
木材等生産林	林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて林小班単位で定める。	木材等の生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。
特に効率的な施業が可能な森林	上記を踏まえ、かつ、人工林を中心とした林分構成であり、傾斜が比較的緩やかで路網からの距離が近い森林。	上記に加え、伐採後は、原則、植栽による更新を行う。

## (2) 施業の方法

木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、伐採時期の多様化・長伐期化を図るなど、生産目標に応じた林齢で伐採することとし、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安とします。

また、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進します。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

樹種	生産目標	仕立て方法	主伐時期
カラマツ (グイマツとの交配種を含む)	一般材生産・38cm	中庸仕立て	50年
トドマツ	一般材生産・36cm	中庸仕立て	55年
アカエゾマツ	一般材生産・30cm	中庸仕立て	70年

## 3 その他必要な事項

### (1) 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、特に保護地域として特に保全が必要と認める森林について別表1のとおり定めます。

### (2) 施業の方法

1の保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として別表2のとおり定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図ることとします。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5ha未滿の森林を所有する小規模森林所有者が全所有者数の37%、その所有面積は681haとなっています。このような小規模所有の森林についても、積極的な施業の実施が必要であり、保育や間伐または主伐を行うにあたっては施業の集約化によるコスト低減、また木材の安定供給にも配慮する必要があります。

このため森林組合やその他林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言などを行い、意欲ある森林所有者・森林組合・民間林業事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、委託による林業経営への転換を目指すこととします。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業または経営を受託する際には、受託者である森林組合や林業事業者と森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内において、受託者自ら森林の経営を行うことができるよう造林・保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加え、森林経営計画が、施業を行う森林のみならず当面の施業を必要としない森林に対する保

護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意します。

また、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

#### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

#### 5 その他必要な事項

該当なし

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

#### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者の37%は、5ha未滿の小規模な森林所有者であり、森林施業を計画的、効率的に行うために、町、森林組合等、森林所有者が地域単位の推進体制を整備するとともに、森林の施業の集約化を図っていくこととします。

本町の中には、小規模面積の森林所有者も点在することから、経営の共同化に向けた取り組みが必要です。このため、流域単位として集団化が可能な地域にあっては、道、町、森林組合等による啓蒙普及活動を通じて、森林施業を共同で行うための森林所有者間の合意形成に努めるとともに森林組合、林業事業者等への施業の委託や共同化などを支援することにより、適正な森林施業の促進に努めます。

#### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を促進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、町及び森林組合等と連絡調整等を行うとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るものとします。

また、共同化をより確実に進めるため、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や、森林ボランティア団体の活動場所の確保と森林施業の確実な実施の確保等を内容とする施業実施協定について締結の促進を図ります。

#### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の内容に留意することに努めることとします。

共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するものに必要な作業路網、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者は、施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業者等への共同による施業委託、種苗その他共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

4 その他必要な事項  
該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

(1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について、次のとおり定めます。

単位 路網密度：m/ha

区分	作業システム	路網 密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム <sup>(注1)</sup>	110以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	85以上	25以上
急傾斜地（30°～）	架線系作業システム <sup>(注2)</sup>	20<15>以上	15以上

(注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブ  
ル、ウィンチ、フォワーダ等を活用。

(注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシ  
ステム。タワーヤダ等を活用

(注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は木材搬出予定箇所で路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採や搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

(2) 作業システムに関する基本的な考え方

作業システムについては、間伐等の素材生産の低コスト化及び高効率化を図るために、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることに主眼を置いた労働生産性の向上が不可欠となります。

このため、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。

特に作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラブ、ウィンチ、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

傾斜区分	伐倒	集材《木寄せ》	造材	巻立て
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	フェラーバンチャ	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラブローダ
		《グラブローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)
	フェラーバンチャ	スキッド【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラブローダ
	ハーベスタ	トラクタ【全幹集材】	ハーベスタ	(ハーベスタ・プロセッサ)
ハーベスタ	《グラブローダ》	グラブローダ		
	ハーベスタ	フォワーダ【単幹集材】	(ハーベスタ)	(フォワーダ)

		材】	タ)	
中傾斜地 (15° ～ 30°)	チェーンソー	トラクタ【全木集材】	ハーベスタ・ プロセッサ	グラップルローダ
		《グラップルローダ》		(ハーベスタ・プロセッサ)

急傾斜地 (30°～)	チェーンソー	スイングヤータ 【全幹集材】	チェーンソー	グラップルローダ
			ハーベスタ・ プロセッサ	(ハーベスタ・プロセッサ)

※ ( ) は、前工程に引き続き同一樹種により実施する工程について記載。

※ 【 】 は、集材方法。

※集材《木寄せ》工程において、グラップルローダ（全幹）を集材に活用している事例がある。

## 2 路網等整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

### 【一般民有林】

路網整備等推進地区名	面積	開設予定路線	開設予定延長	対函番号	備考
厚内地区	1,724ha	上厚内線	2,800m		

## 3 作業路網の整備に関する事項

### (1) 基幹路網に関する事項

#### ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、道が定める林業専用道作設指針（平成23年3月31日付け森林第1280号北海道水産林務部長通知）により開設することとします。

#### イ 基幹路網の整備計画

林道を含む基幹路網の開設・拡張計画は次のとおりです。

#### 【一般民有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及 び 箇所数	利用区 域 面積	前半5 力年 の計画 箇所	対函 番号	備考
開設 //	自動車道 //		ニシキ山 瀬多来第1	—1 —1				
拡張 // //	自動車道 (改良)		喫茶牛 円山幾千世 円山幾千世	—1 0.2-3 0.5-3		○ ○		局部改良 局部改良 法面改良

#### 【道有林】

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	路線名	延長及 び 箇所数	利用区 域 面積	前半5 力年 の計画 箇所	対函 番号	備考
開設	自動車道	林業専用道	福山	2.2—1	462	○		

拡張	自動車道		道東	0.1-1		○		法面保全
//	(改良)		仁生支	0.1-1		○		橋りょう改良
//			仁生	0.1-1		○		橋りょう改良
//			仁生	0.1-1		○		橋りょう改良
//			仁生	0.1-1		○		橋りょう改良
//			北村の沢	0.1-1		○		橋りょう改良

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路線を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付林整整備第656号林野長官通知）を基本として、道が定める森林作業道作設指針（平成23年3月31日付森整第1219号北海道水産林務部長通知）により開設することとします

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとします。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業体験の実施や技能・技術の習得のため研修等の実施により就業者のキャリア形成を図ることが重要です。また林業事業体においては事業量を安定的に確保するとともに事業の合理化を図り雇用の安定化や労働条件の整備を進める必要があります。このため国や道、林業事業体と連携を図りながら、支援に努めることとします。更には、自然環境への配慮や労働安全管理に努め、地域から信頼される事業体の醸成を計り、森林所有者の施業の円滑化を推進するものとしてします。

(1) 人材の育成・確保

技術研修会などの受講を推進し、新規就業者や専門的な知識や技能を有する人材を育成するとともに作業リーダーの育成を促し、後継者の確保を図るものとしてします。また林業を取り巻く環境を把握し、情報の提供をするとともに木材需要の拡大や各種補助施策の検討によって林業経営の魅力を高めるよう努めるものとしてします。

(2) 林業事業体の経営体質強化

森林所有者との連携強化により森林整備事業の掘り起こしや施業の計画的な実施を進めることによる事業量の安定的な確保について検討を行ない林業事業体等の経営の多角化、共同化を計り経営体質の強化を目指すものとしてします。また、北海道において、森林整備等を行う林業事業体の基本情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されたことから本町においても、本制度を活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託し実施する際は、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、健全な林業事業体の育成及び活用を図るものとしてします。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェンソーと、トラクタによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐

倒、枝払い、玉切り作業とフォワーダによる短幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による効率的な作業システムの普及及び定着を図るものとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取り組むものとします。

## (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現状（参考）	将来
伐 倒		チェーンソー	チェーンソー、プロセッサ、フェラーバンチャ
造 材		チェーンソー	チェーンソー、ハーベスタ、プロセッサ
集 材		トラクター・小型運材車	スキッド
造林 保育 等	地 拵	刈払い機、チェーンソー	刈払い機、チェーンソー
	下 刈	刈払い機	刈払い機
	枝 打	鉋、鋸	自動枝打機

## (3) 林業機械の促進方策

育林や木材生産活動の停滞化や長引く木材市況の低迷や森林所有者の林業経営意欲の減退ばかりではなく、林業就労者の高齢化や後継者不足、厳しい労働条件下などによる労働力不足により生産性の低下が一因として挙げており、さらには、林業就労人口の減少は避けられない状況にあります。しかし、将来的には、森林資源の充実が図られることが予想されることから、林業の活性化を図るために、地域の実情に応じた高性能林業機械の導入による省力化と生産性の向上、生産コストの低減労働、安全衛生面の向上に努めます。

このため、森林組合や林業事業者等に対し、高性能林業機械の開発状況や導入事例等を啓蒙普及するとともに、先進的林業地や高性能機械の実演会、講習会への参加を進め、高性能機械による新システムの普及を図っていくこととします。

また、高性能機械の導入にあたっては、国及び道の助成・融資制度の積極的活用を支援することとします。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要であり、地域材の利用に向けた住民への普及啓発活動等による需要促進に努め、また、公共建築物等において木材・木製品の積極的な利用を図ることに努めることとします。

## Ⅲ 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

全道的に被害の拡大しているエゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について次のとおり定めます。

#### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通データ及び、エゾシカ被害マップデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を

防止するための措置を実施すべき森林を林班単位で別表4のとおり定めます。

また、区域は必要に応じ、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することとします。

## (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため、次のア又はイに掲げるエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる対策を地域の実情に応じ、単独で又は組み合わせて推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ被害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣被害増資対策を早期に行うよう努めることとします。

### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等に努めます。

### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等に努めます。

## 2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

また、食害の生じる恐れがある地域については、造林樹種の選定に当たりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種の植栽を検討することとします。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒・整理など適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延防止のために緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の被害の早期発見に努めるとともに、本町と十勝総合振興局等の指導機関及び森林組合等と連携し、早期防除に努めることとします。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

### (1) 野ねずみによる森林被害

エゾヤチネズミによるカラマツの食害が主であることから、カラマツの植栽を行う際は野ねずみの生息場所となる枝条の堆積等を避けるとともに、可能な場合には対そ性の高い樹種を植栽するなどの対策を検討するものとします。また、植栽発生動向等も踏まえて殺鼠剤の散布や防鼠溝を設置するなどの対策に努めることとします。

### (2) 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害

鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による森林被害については、早期発見に努めるとともに市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、地域の実情に応じた発生予防対策・野生生物との共存に配慮した対策に努めることとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、森林の巡視活動やポスター等を利用した予防啓発を行うこととします。

なお、春先の乾燥時期には巡視活動を強化し、山火事の発生防止に努めることとします。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れは、風速、湿度からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに風下からおこなわなければなりません。

ただし、火入れ地が傾斜地である場合は、上方から下方に向かって行わなければなりません。

火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は、火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはなりません。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

#### (2) その他

気象害については過去の被害事例を参考に保護樹帯を設けるなどし、被害の防止対策に努めることとします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の保健機能の増進に関する特別措置法第 3 条に基づいて定める保健機能森林について、保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう次の区域を設定するものとします。

【一般民有林】

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)					備 考
位置	林 小 班	合 計	人工林	天然林	無立木地	その他	
東山	207-2.41~43	35.07	25.52	9.55	0	0	施特 林地等保全林分
	208-1.6.7.9 ~ 24.28 ~						
	32.45.47~49						
	209-1.2.4.5.6.60.65.66						
十勝太	246-71.72	2.71	0	2.71	0	0	文化財保護法による史跡・名勝・天然記念物に係る指定地帯
	251-22						

- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項  
 森林保健機能森林の整備にあたっては、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、択伐による育成複層林施業や広葉樹を育成するための施業等を推進します。  
 また、快適な森林環境の維持、利用の利便性に配慮して、間伐、除伐等の保育を積極的に行うものとします。

施業の区分	施 業 の 方 法
造林の方法	伐採後は、速やかに植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとします。
保育の方法	当該森林は、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林における施業の方法に従うものとします。

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項  
 (1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
教養文化（体験学習等）、スポーツ又はレクリエーション施設（遊歩道）等

- (2) 立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高は、整備しようとする建築物の高さを制限するとき使用する数値で、主要な樹種別に表のとおり定めます。

樹 種	期待平均樹高 (m)	備 考
カラマツ	18	
トドマツ	25	
その他	25	

- 4 その他必要な事項  
 該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し計画に基づいた施業を行うことは、浦幌町森林整備計画達成に寄与するものであることから、森林所有者等に対する制度の周知や計画の作成を支援することとします。

なお、森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画することとします。

- ① IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ③ IIの第5の3の森林の施業または経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- ④ IIIの森林の保護に関する事項

- (2) 森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域  
 該当なし

- 2 生活環境の整備に関する事項  
 該当なし

### 3 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

森林の整備を通じた地域振興を図るためには、地域材や地域の特産林産物等、地域の森林資源を活用しての地域活性化に取り組むことが重要である。

そのため本町では、地域で間伐された未利用間伐材や小径丸太の有効利用を検討し、利用拡大に努めることとします。

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

静内（東山）地区の「うらほろ森林公園」の周辺の森林は、森林整備を行い、町民の散策や森林浴等、森林に触れ合える場所として有効利用されています。

この地区においては、町民が親しみやすい森林環境を作るとともに、林木の保育等を適切な管理に努めることとします。

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし

### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民参加による取組みに関する事項

間伐材等の有効利用を図るため、住民を対象に木工教室等を実施し、森林資源の有効性に対する普及活動に努めます。また、植樹活動を行い「森づくり」の大切さについて理解を深めてもらうため、住民参加活動を推進します。

#### (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

#### (3) その他

森林散策等のフィールドを活用しながら青少年のための森林体験活動を推進します。

### 6 その他必要な事項

#### (1) 特定保安林の整備に関する事項

特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。その整備にあたっては、間伐等の必要な施業を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。

特に造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとします。

なお、要整備森林は地域森林計画において指定されます。

#### (2) 法令等により施業について制限を受けている森林の施業方法

制限林については、該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限の強い方の施業方法に基づいて行うよう留意します。

#### ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林

保安林及び保安施設地区の区域内の森林の施業は、森林法により定められた指定施業要件に基づき行うこととし、立木の伐採等を行う場合は許可または届出が必要となります。なお、指定施業要件は個々の保安林ごとに定められていますが、一般的な留意事項は次のとおりです。

### ア 主伐の方法

A 伐採できる立木は、浦幌町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとします。

B 伐採方法は、次の3区分とします。

(a) 伐採方法の指定なし(皆伐を含む)

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で伐採するもの）

(c) 禁伐（全ての立木の伐採を禁止するもの）

イ 伐採の限度

- A 皆伐面積の限度は、森林法施行令第4条の2第3項の規定に基づき公表される面積の範囲内とします。
- B 一箇所あたりの皆伐面積の限度は、次のとおり指定施業要件に定められています。
- (a) 水源かん養保安林（ただし、急傾斜地の森林及び保安施設事業の施行地等の森林その他森林施業上これと同一の取扱いをすることが適当と認められる森林に限る）については、20ha以下とします。
- (b) 土砂流出防備、飛砂防備、干害防備及び保健の各保安林については、10ha以下とします。
- (c) その他の保安林であって、当該森林の地形、気象、土壌等の状況を勘案し、特に保安機能の維持または強化を図る必要があるものについては20ha以下とします。
- C 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり帯状に残存させなければなりません。
- D 択伐の限度は、当該森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないこととします。
- E 初回の択伐率は、指定施業要件に定められている率とします。また、2回目以降の択伐率は、伐採しようとする当該森林の立木の材積から前回の択伐直後の当該森林の立木の材積を減じて得た材積を伐採しようとする当該森林の材積で除して算出し、この率が10分の3を超えるときは10分の3（指定施業要件で定められた条件を満たす場合には10分の4）とします。

ウ 特例

- A 伐期齢の特例の認められている保安林は、標準伐期齢に達していなくても伐採することができます。
- B 伐採方法についての特例は、択伐と定められている森林にあっては伐採指定なし、同じく禁伐と定められている森林については択伐とします。
- C 特例の有効期限は、当該特例の指定日から10年を超えないものとします。

エ 間伐の方法及び限度

- A 間伐をすることができる箇所は原則として樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とします。
- B 間伐の限度は、当該森林の立木材積の100分の35を超えない範囲で、指定施業要件に定められた率とします。

オ 植栽の方法及び期間

- A 伐採跡地への植栽は、当該箇所に指定施業要件として定められた樹種及び本数を均等分布するように行わなければなりません。
- B 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度から起算して2年以内に行わなければなりません。

② 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は表1により行います。

【表1 特別地域内における制限】

区分	制限内容
特別保護地区	特別保護地区内の森林は、禁伐とします。
第1種特別地域	<p>(1) 第1種特別地域内の森林は、禁伐とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができます。</p> <p>(2) 単木択伐法は、次の規定により行います。</p> <p>① 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定します。</p> <p>② 択伐率は蓄積の10%以内とします。</p>
第2種特別地域	<p>(1) 第2種特別地域内の森林は、択伐法とします。 ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法によることができます。</p> <p>(2) 道路などの公園事業に係る施設、集団施設地区の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとします。</p> <p>(3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とします。</p> <p>(4) 択伐率は、用材林においては蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とします。</p> <p>(5) 特に指定した風致林については、保育及び保護に努めることとします。</p> <p>① 一伐区の面積は、2ha以内とします。 ただし、疎密度3より保残木が多い場合で車道、歩道、集団施設地区、単独施設地区等の主要公園利用地点が望見されない場合、伐区的面積を拡大することができます。</p> <p>② 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできません。この場合においては、伐区は努めて分散させなければなりません。</p>
第3種特別地域	第3種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行うこととし、特に施業の制限は受けないこととします。

③ その他の制限林

その他の制限林における伐採の方法は、表2のとおりとします。

【表2 その他の制限林における伐採方法】

区分	制限内容
その他制限林	<p>(1) 原則択伐とし、伐採率は蓄積の30%以内とします。</p> <p>(2) 鳥獣保護区特別保護地区内においては、鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては択伐（その程度が著しいと認められるものについては禁伐）とします。</p> <p>(3) 砂防指定地内においては、治水砂防上影響を及ぼさないよう、原則択伐とし、皆伐を行う場合は伐採面積が1ha未満とします。</p> <p>(4) 史跡、名勝または天然記念物に指定されている区域（伝統的建造物群保存地区を除く）においては、原則禁伐とします。</p>

(3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう、北海道等の指導機関と連携した普及啓発を進めることとします。

(4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るために特に整備すべき森林に関する事項

水源地のある周辺区域については、水資源の涵養の機能を特に発揮させる必要があるため、長伐期施業の導入を促進することとし、適切な森林整備を図ることとします。

(5) 町有林の整備に関する事項

町有林の整備に当たっては、本計画に基づき、木材生産機能をはじめ、水源の涵養、土砂災害の防止など森林の有する多面的な機能の持続的な発揮を確保するよう、総合的かつ計画的に適正に管理を行うこととします。